

(対後藤大臣)

4月21日 参・本会議 井上 哲士 君

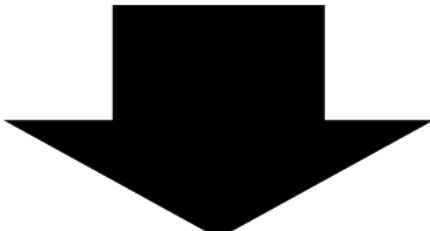
問1（対大臣）. フリーランスの法的保護の在り方に関し、厚労省において行われていた「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」を打ち切って取引適正化の法制度に矮小化したのはなぜか、見解を伺う。

いのうえさとし

井上哲士議員のご質問にお答えいたします。

法制度の検討についてお尋ねがありました。

1. 厚生労働省では「雇用類似の働き方に係る論点整理等検討会」について、令和2年12月にこれまでのご意見を整理したことをもって一区切りとし、フリーランス・トラブル110番の設置・運営など、フリーランスの方が安心して働く環境整備に取り組んできたところと承知しています。
2. 一方、内閣官房においては、令和2年に、関係省庁と連携し、フリーランスの実態を把握するための調査を実施しました。
3. 調査によると、取引先とのトラブルを経験したことがあるフリーランスのうち、そもそも取引条件に関する書面・電子メールが交付されていない者や、交付されても取引条件が十分に明記されていなかった者が6割となっています。



4. こうした状況を改善し、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、事業者とフリーランスの取引について、書面での契約のルール化など、法制面の措置を検討してきました。
5. また、令和3年に、内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査によると、フリーランスは、報酬の不払いや支払遅延を始めとしたトラブルを経験する方が多く、かつ、特定の発注者への依存度が高い傾向にあることが確認できており、発注事業者との関係において、不当な不利益を受けやすい立場にあると考えられます。
6. 本法律案は、こうした調査や政府での検討を踏まえて、国会に提出したものです。

答弁作成責任者：フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 渡辺 正道
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」概要

趣旨

- 雇用類似の働き方が拡大している状況に鑑み、「働き方改革実行計画」「働き方改革実現会議決定」において「順次実態を把握し、雇用類似の働き方に係る保護等の在り方にについて、有識者会議で法的保護の必要性を含めて中長期的に検討する」と指摘。
- これを受け、「雇用類似の働き方に関する検討会」（2018年3月30日報告書公表）において、雇用類似の働き方に関する実態把握・課題整理等を実施。
- その後、「労働政策審議会労働政策基本部会」において、引き続き、雇用類似の働き方に係る保護等の在り方にについて議論。同部会報告書（2018年9月5日労働政策審議会了承）において、「法律、経済学等の専門家による検討に速やかに着手することが必要である」旨指摘。
- こうした状況を踏まえ、雇用類似の働き方に係る論点整理等を行い、その保護等の在り方にについて検討を行うため、法律、経済学等の有識者からなる検討会を開催。

※ あわせて、「規制改革実施計画」（2018年6月15日閣議決定）において、放送に係る制作現場での雇用類似の働き方にについて、実態と課題の整理・分析を行い、雇用類似の働き方の保護等の在り方に係る制作現場における当面の必要な措置につき検討することとされている

委員構成

- | | |
|---------------------------|-------------------------------|
| 芦野 訓和（東洋大学法学部教授） | 川田 琢之（筑波大学ビジネスサイエンス系教授） |
| 阿部 正浩（中央大学経済学部教授） | 桑村 栄美子（東北大学大学院法学研究科准教授） |
| ○荒木 尚志（東京大学大学院法学部教授） | 鈴木 俊晴（早稲田大学社会科学部准教授） |
| ○安藤 至大（日本大学経済学部教授） | 土田 和博（早稲田大学法学院教授） |
| 小畠 史子（京都大学大学院人間・環境学研究科教授） | 長谷川 聰（専修大学法学部教授） |
| 鹿野 菜穂子（慶應義塾大学大学院法務研究科教授） | 水町 勇一郎（東京大学社会科学研究所教授） |
| ○鎌田 耕一（東洋大学名誉教授） | 村田 弘美（リクルートワークス研究所グローバルセンター長） |

これまでの開催経過

- | | | | | |
|-------------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| ・第1回（2018年10月19日） | ・第5回（2019年2月13日） | ・第10回（2019年4月23日） | ・第15回（2019年11月20日） | ・第20回（2020年12月23日） |
| ・第2回（2018年12月3日） | ・第6回（2019年3月1日） | ・第11回（2019年5月21日） | ・第16回（2019年12月16日） | |
| ・第3回（2018年12月25日） | ・第7回（2019年3月13日） | ・第12回（2019年6月12日） | ・第17回（2020年1月20日） | |
| ・第4回（2019年1月22日） | ・第8回（2019年3月22日） | ・第13回（2019年6月25日） | ・第18回（2020年1月29日） | |
| | ・第9回（2019年4月12日） | ・第14回（2019年10月30日） | ・第19回（2020年2月14日） | |

(2) 保護の内容について

本検討会での議論を踏まえ、各検討課題について、3つに整理。

① 本検討会で特に優先的に取り組むべき課題

- ・ 契約条件の明示、契約の締結 变更、終了に関するルールの明確化等
- ・ 雇用の支払確認保、報酬権の適正化等
- ・ 就業条件
- ・ 紛争が生じた際の相談窓口等

② 専門的・技術的な検討の場において 優先的に取り組むべき課題

- ・ 発注者からのセグシユアルリスクメント等への対策
- ・ 仕事が原因で負傷し又は疾病がかかる場合等の支援 (セーフマイヤット関係)

③ ①・②の検討状況や雇用類似の働き方の広がり等も踏まえつつ必要に応じ 検討すべき課題

- ・ スキルアップ・キャリアアップ
- ・ 発注者との集団的な交渉
- ・ セーフマイヤット関係
- ・ 仕事が打ち切られた場合の支援等、社会保障等、出産・育児・介護等との両立
- ・ アーチング支援

(3) 今後の検討について

これまでの本検討会での議論の内容を踏まえ、優先すべき課題を中心に、ガイドラインによる検討が、速約な形勢かといった手本も含め、スピード感を持って検討を行うことが適当である。

放送制作現場における当面の必要な措置について

- ・ 放送分野に関するヒアリング、調査等を踏まえて議論を行い、放送制作現場の実態、課題を整理、分析。
- ・ 契約締結時における契約書の不存在、契約内容の曖昧さ、不明確性津脚障害等の事例が見られたほか、本検討会では、実態として労働者(該当する者)については、労働関係法令を適用するところが重要である旨の意見があった。
上記を踏まえ、放送制作現場における当面の措置として、以下の対応が必要。
 - ・ 形式的には雇用(労働)契約以外の実態で労働者(該当する者)については、**労働関係法令に基づく適切な保護を図る**ことが必要。この点に関して、**労働者性の有無に関する指針を図ること**が重要。
 - ・ その上で、上記に該当しない者については、**契約条件の明示等を促すため、放送制作現場の特徴にも留意しつつ、契約締結に際して活用できるツールの作成、周知等を行なう**が必要。

雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会 中間整理について

- ヒアリング、調査等を踏まえて、雇用類似の働き方にに関する現状、課題等について整理。
- その上で、雇用類似の働き方にに関する保護等の在り方にについては、
 - ・ 雇用類似の働き方にに関する論点は多岐にわたり、現段階では、各論点について議論の収斂には至っていない
 - ・ 他方、優先的に取り組むべき課題を中心にして引き続き議論し、その対応の方向性を取りまとめる必要があることから、本検討会におけるこれまでの議論の内容と今後の検討の在り方にについて中間的に整理。

雇用類似の働き方にに関する保護等の在り方について

(1) 基本的な考え方、対象者について

- 現在の労働基準法上の労働者性（以下「労働者性」という）が認められない者に対する労働政策上の保護の在り方を検討する視点として、現在の労働者性が適当であるかを念頭に置いておくことは必要であり、継続して検討すべき課題であるが、労働者性の見直しは、これまでの労働者性の判断基準を抜本的に再検討することとなるため、短期的には結論を得ることには困難と考えられる。
- このため、当面は、当面は、自営業者であって、労働者と類似した働き方をする者を中心とした検討が適当。
- 検討に際しては、保護の必要性に関する考え方の整理が必要であり、引き続き検討が必要。
- ※ 本検討会では、交渉力や情報の質及び量の格差の存在、他人を雇用せざる個人で働き、その対償として報酬を得て生計している者である観点、自営業者の中でもより労働者に近い者である観点等が指摘。

- 上記の考え方も踏まえ、「雇用類似の働き方」として保護の在り方を検討すべき対象者については、発注者から仕事の委託を受け、主として個人で後務を提供し、その対償として報酬を得る者を中心として考えることが適当。その上で、保護の内容ごとに、対象者の具体的な要件を検討することが考えられる。



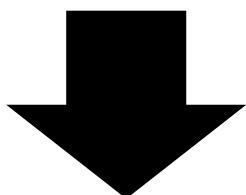
(対後藤大臣)

4月21日 参・本会議 井上 哲士 君

問2(対大臣) 法案には、業務委託事業者に対するハラスメント防止対策や両立支援への配慮等、労働政策審議会で議論されて当然の内容も含まれているにもかかわらず、なぜ、労働政策審議会での議論を行わなかったのか。

法案に関する労働政策審議会での議論についてお尋ねがありました。

1. 本法案は、我が国でフリーランスが直面しているトラブルについて、
 - ・ 報酬の支払い遅延や取引上の不当な行為など、事業者間取引において見られるものが多く
 - ・ ハラスメントなどのトラブルについても、取引上の力関係に由来しているものと考えることができることから、取引の適正化等を図る法制として立案したものです。
2. 昨年4月の新しい資本主義実現会議では、取引適正化のための法制度の整備についてご議論をいただくとともに、昨年9月には、法案の素案についてパブリックコメントを実施し、広く意見を求めました。



3. このように、本法案は、取引の適正化を主な目的とするものであることを踏まえ、労働政策審議会への諮問・答申は行っていませんが、本法案にはフリーランスの方々の就業環境の整備に関する事項も含まれることから、労働政策審議会雇用環境・均等分科会に法案の検討状況等の報告を行いました。
4. 今回ご審議いただいている法律案は、様々な立場の皆様から頂いた多様なご意見を踏まえたものになっていると考えています。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考) 労働政策審議会雇用環境・均等分科会への報告について

- ・ 令和4年9月16日（金）：法案のパブリックコメント（「フリーランスに係る取引適正化のための法制度の方向性」）の内容について報告
- ・ 令和5年1月23日（月）：令和4年の臨時国会（第210回国会）への法案提出を見送り、法案提出に向け、引き続き、関係省庁で連携して取り組んでいくことについて報告
- ・ 令和5年3月20日：本法案を閣議決定して国会に提出した旨について報告

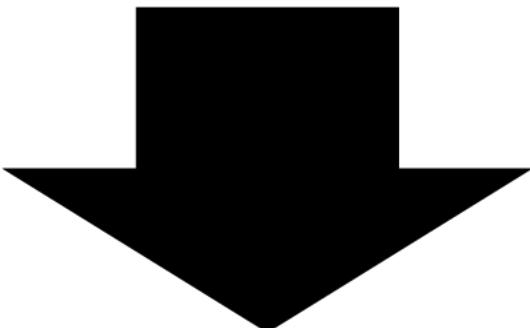
(対後藤大臣)

4月21日 衆・本会議 井上 哲士 君

問3(対大臣) ギグワーカーの法的保護について、世界的には労働者性を認める方向で保護を図る流れに対し、日本がこうした世界の流れから遅れていることに関する受け止め如何。

いわゆるギグワーカーの法的保護についてお尋ねがありました。

1. 海外におけるギグワーカーの法的保護について、例えば、EUでは、デジタル労働プラットフォームを通じて働く者の契約関係について、一定の要件を満たせば、雇用契約と推定する規定を盛り込んだ指令案が提案されていると承知しています。
2. この指令案については、雇用契約を機械的に推定することのはずやその要件の内容において、各国間で立場の隔たりがあり、いまだ成立に至っていないものと承知しており、我が国としては、引き続き、その動向を注視していく必要があると考えています。



3. 他方、現在、我が国でフリーランスが直面しているトラブルについては、

- ・報酬の支払遅延や取引上の不当な行為など、事業者間取引において見られるものが多く、
- ・ハラスメントなどのトラブルについても、取引上の力関係に由来しているものと考えることができる

ことから、取引の適正化等を図る法制として、本法案を立案し、速やかに対応策を講じることとしたものです。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考) プラットフォーム労働における労働条件改善に関する指令案



背景①：EUにおけるプラットフォーム労働の急拡大
域内のプラットフォーム経済による収益は約200億€(2020年)
✓ EUで**500以上**のプラットフォームが存在
✓ プラットフォームで働く者は**2,800万人**(推計)
2025年には**4,300万人**となる見込み
背景②：従事者の雇用地位の実態
✓ 大半は本来の自営業者とみられる
✓ 他方で、**550万人**(約2割)は労働者の可能性
✓ 雇用上の地位をめぐり、加盟国で多数の訴訟が発生



1. 基準による雇用関係の法的推定

- プラットフォーム労働について、以下の判断基準を設定。このうち少なくとも2つを満たす場合、雇用関係があることが法的に推定。
 - ① 報酬水準又はその上限を実質的に決定
 - ② 電子的手段等により、労働の遂行を監視、成果の質を評価
 - ③ 労働時間や業務受託の判断等の従事者の裁量を制限
 - ④ 服装、接客等に関して拘束力ある規則の遵守を義務付け
 - ⑤ 顧客獲得や、他の事業者のための労働を実質的に制限

➢ 当該労働者は、雇用上の地位・社会保護の権利が保障される。

- 【例】 ①最低賃金、②労働時間規制、有給休暇、③安全衛生措置、④失業給付、傷病手当、⑤産休・育休、⑥年金、⑦労災補償

➢ 法的推定に異議がある場合、举証責任はプラットフォーム側に課される。

2. アルゴリズム管理の人間による監視等

- アルゴリズム管理による監視・評価・決定内容の事前説明・提供
- アルゴリズム管理を監視する人員の配置
- アルゴリズム管理による決定に対する異議申立てが可能

3. プラットフォーム透明性の改善による法執行の確保

- (雇用関係にある場合)、プラットフォームは雇用主として加盟国当局へ就労届等を申告、労働者数、契約上・雇用上の地位、契約条件等の必要な情報を提供するよう義務付け(原則6か月ごと)



指令案の状況：現在、欧州議会及びEU理事会において審議中。指令案では、施行は官報掲載日翌日から20日目とされており、加盟国は施行後2年以内に同指令を実施するための国内法令を整備することとされている。

(対後藤大臣)

4月21日 参・本会議 井上 哲士 君

問4（対大臣）衆議院では「労働者性の認められる方について、労働者として必要な保護をしていく」と大臣は答弁しているが、そうであるなら、労働基準監督署の対応を直ちに改善させるべきと考えるが、見解を伺う。

労働基準監督署の対応についてお尋ねがありました。

1. いわゆるフリーランスと呼ばれる方であっても、実態を勘案して総合的に判断した結果、労働者性があると判断されれば、労働基準関係法令に基づき、労働者として必要な保護が図られるものと承知しています。
2. 労働基準監督署においては、フリーランスを含め、労働基準関係法令違反がある旨の申告がなされた場合には、相談者の方から丁寧に話を聞くなど事実確認を行い、労働者性の有無を判断していると承知しています。
3. 引き続き、労働基準監督署において労働者性の判断が的確に行われるようになるとともに、調査の結果、労働者に該当し、労働基準関係法令違反が認められる場合には、厳正な監督指導が行われるよう、厚生労働省において、適切に対応することが重要であると考えています。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄

連絡先：役所 ■■■■■ (内線：■■) 携帯 ■■■■■

(参考1) 労働基準法における労働者性の判断基準

(労働基準法における労働者性の判断基準)

○ 労働基準法(昭和22年法律第49号)(抄)

(定義)

第九条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所(以下「事業」という。)に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

1 使用従属性に関する判断基準

(1) 指揮監督下の労働

イ 仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無

ロ 業務遂行上の指揮監督の有無

ハ 拘束性の有無

ニ 代替性の有無

(2) 報酬の労務対償性

2 労働者性の判断を補強する要素

(1) 事業者性の有無

イ 機械、器具の負担関係

ロ 報酬の額

(2) 専属性の程度 等

※「労働者性」の判断に当たっては、雇用契約、請負契約といった形式的な契約形式のい
かんにかかわらず、実質的な使用従属性を、労務提供の形態や報酬の労務対償性及びこ
れらに関連する諸要素をも勘案して総合的に判断する必要がある場合があるので、その具
体的判断基準を明確にしなければならない。

(労働基準法研究会報告「労働基準法の『労働者』の判断基準について」(昭和60年))

(参考2) 令和5年4月5日 第211回国会
衆議院内閣委員会議事速報(未定稿)(抄)

○塩川委員 JILTのフリーランスの労働基準法上の労働者性に関する調査を見ましても、労働者性が高いとか中程度というのを合わせると七一・九%、七割以上が労働者に近い働き方をしているという傾向が示されております。まさにそういう労働者に近い働き方をしているという実態があるといった点でも、フリーランスの保護は、労働者性の適用を広げる方向を検討、具体化をすべきだということを重ねて求めたいと思いますが、改めて、いかがでしょうか。

○後藤国務大臣 重ねて同じ答弁では恐縮なんありますけれども、基本的には、労働者性の認められる方について言えば、それは、どんな法律形態であろうとも、労働者として必要な保護をしていくわけでありますけれども、労働者の範囲を拡大することによって、フリーランスを労働基準法上の労働者として、発注事業者に使用者と同様の義務を課すことについては、法制的な課題、例えば、雇用関係において見られるような使用従属関係があるとは言えないために、発注事業者に対して使用者と同様の義務を課すことができるのかどうかといったような課題をしっかりと整理する必要がありますし、また、フリーランスへの発注控えにつながり、就業機会の減少を招く可能性があることなども課題としてあるというふうに思っております。

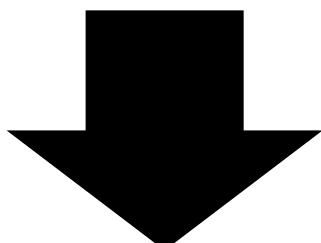
(対後藤大臣)

4月21日 参・本会議 井上 哲士 君

問5（対大臣）通常業務委託では、募集、契約、発注という流れだが、法案には業務委託契約締結時の条件明示義務が無い。契約時の条件明示を義務化するべきと考えるが、見解を伺う。

契約時の条件明示についてお尋ねがありました。

1. フリーランスと発注事業者間の取引は、事業者間取引として、当事者が自由に取引条件の提示・変更等を行うものですが、本法案では、取引条件に関するトラブルを防止するため、募集情報の的確表示や、業務委託契約直後の書面等による取引条件の明示を義務付けています。
2. 一方、事業者取引における契約自由の原則の観点から、事業者取引に対する行政の介入は最小限にとどめるべきであることにも留意が必要です。
3. 御指摘のように、契約時の取引条件の明示を義務付けた場合、契約直後の書面等の交付とあわせて、極めて近接した2つの時点での条件明示を義務付けることとなります。



4. また、この場合、契約直後の書面等の交付のみを義務付ける下請代金法と取扱いが異なることとなり、発注事業者において実務上の混乱が生じるとともに、契約時の条件明示が特に小規模な発注事業者にとって負担となり、フリーランスへの「発注控え」につながるおそれもあると考えます。

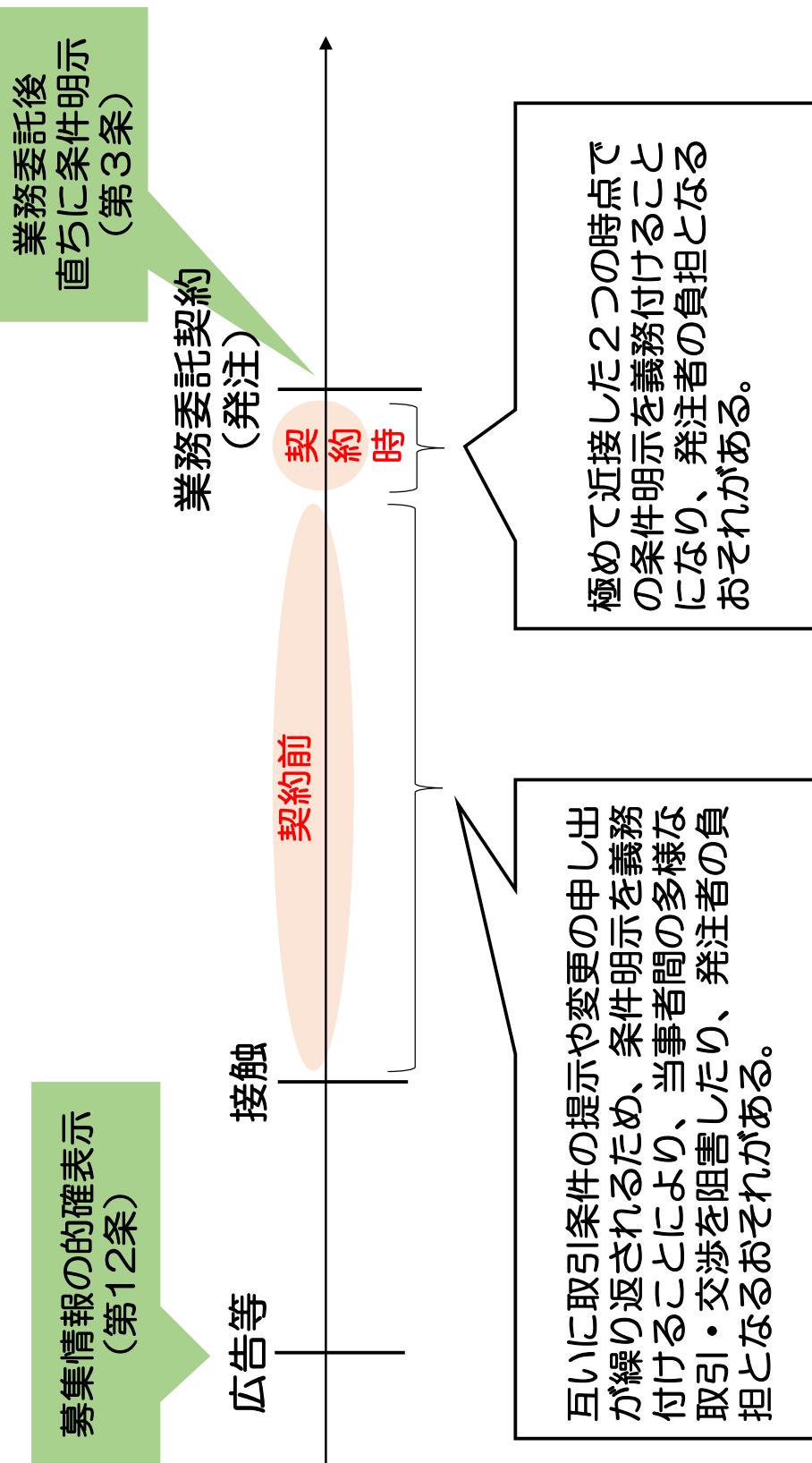
5. こうした点を踏まえ、本法案においては、契約時の条件明示は盛り込まないこととしたものであり、まずは、募集情報の的確表示や、業務委託契約直後の書面等による取引条件の明示の遵守・定着を図ってまいります。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

業務委託前の取引条件の明示義務について

(参考) 業務委託前の取引条件の明示義務について



(対後藤大臣)

4月21日 参・本会議 井上 哲士 君

問6(対大臣) 60日以内の報酬支払期日等の義務規定など、特定業務委託事業者には及ぶが業務委託事業者には及ばない等の違いを設ける理由如何。

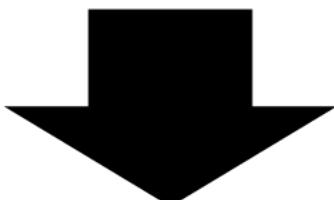
特定業務委託事業者と業務委託事業者の義務の違いについてお尋ねがありました。

1. 本法案は、

- ・従業員を使用せず一人の「個人」として業務委託を受けるフリーランスと、
- ・従業員を使用して「組織」として事業を行う発注事業者との間において、交渉力などに格差が生じることを踏まえて、取引の適正化等を図るものです。

2. 一方で、個人である発注事業者と個人であるフリーランスとの取引関係については、必ずしも、交渉力等の格差が生じやすいとはいえないと考えています。

また、事業者間における契約自由の原則の観点から、事業者間取引に対する行政の介入は、最小限にとどめるべきであることにも、留意する必要があります。



3. このため、本法案では、発注事業者の負担とフリーランスに係る取引適正化等の両面でバランスを取ることとしており、従業員を使用しない発注事業者に対しては、支払期日における報酬の支払義務や、受領拒否の禁止等の規制を課さないこととしています。
4. なお、取引条件の明示義務については、当事者間の認識の相違を減らし、トラブルを未然に防止するという点において、発注事業者の利益にも資することから、個人である発注事業者と個人であるフリーランスとの取引についても対象としています。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(対後藤大臣)

4月21日 参・本会議 井上 哲士 君

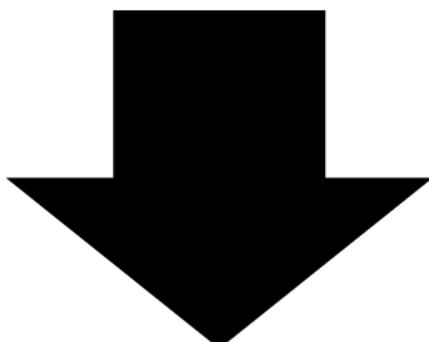
問7(対大臣). 特定業務委託事業者に課される報酬減額や、著しく低い報酬額の設定の禁止等の規定を、業務委託が継続的である場合に限定する理由如何。また、業務委託が継続的であるとする「政令で定める期間以上」とは、具体的にどのくらいの期間か。

禁止行為の規制対象となる契約の期間等についてお尋ねがありました。

1. 本法案は、下請代金法の規制対象となっていない小規模な発注事業者であっても、従業員を使用し、フリーランスに委託を行う場合には、特定業務委託事業者としての規制が及びます。

2. 他方で、事業者間取引における契約自由の原則の観点から、事業者取引に対する規制に基づく行政の介入は最小限にとどめるべきであることに留意が必要です。

発注事業者に対し、重すぎる負担が生じることのないよう、また、これにより特定受託事業者への発注控えが生じることが無いよう、規制は必要最小限とする必要があります。



3. また、一般的には、契約期間が長くなるほど、発注事業者と受注事業者との間で経済的な依存関係が生じ、それを利用して、不利益を受けやすい傾向にあり、内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査でも、同様の実態が見られます。
4. こうした実態を踏まえたフリーランス保護の必要性と、過度な負担による発注控えを回避する観点も踏まえ、本法案では、一定の期間にわたって継続する業務委託のみを対象として、報酬減額の禁止などの義務を課すこととしています。
5. ご指摘の「政令で定める期間」については、内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査では、主な取引先との契約期間が3か月を超えて6か月といった長期となるほど取引先から不利益行為を受けやすいという傾向がみられるため、これも一つの参考として検討することとしています。
6. 具体的な期間は、規制対象となる小規模な発注事業者の負担や規制の実効性などのバランスを踏まえ、今後、関係者の意見をよく確認しながら、フリーランス取引の実態に即した期間を設定してまいります。

〔 答弁作成責任者：フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 鮫島 大幸
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED] 〕

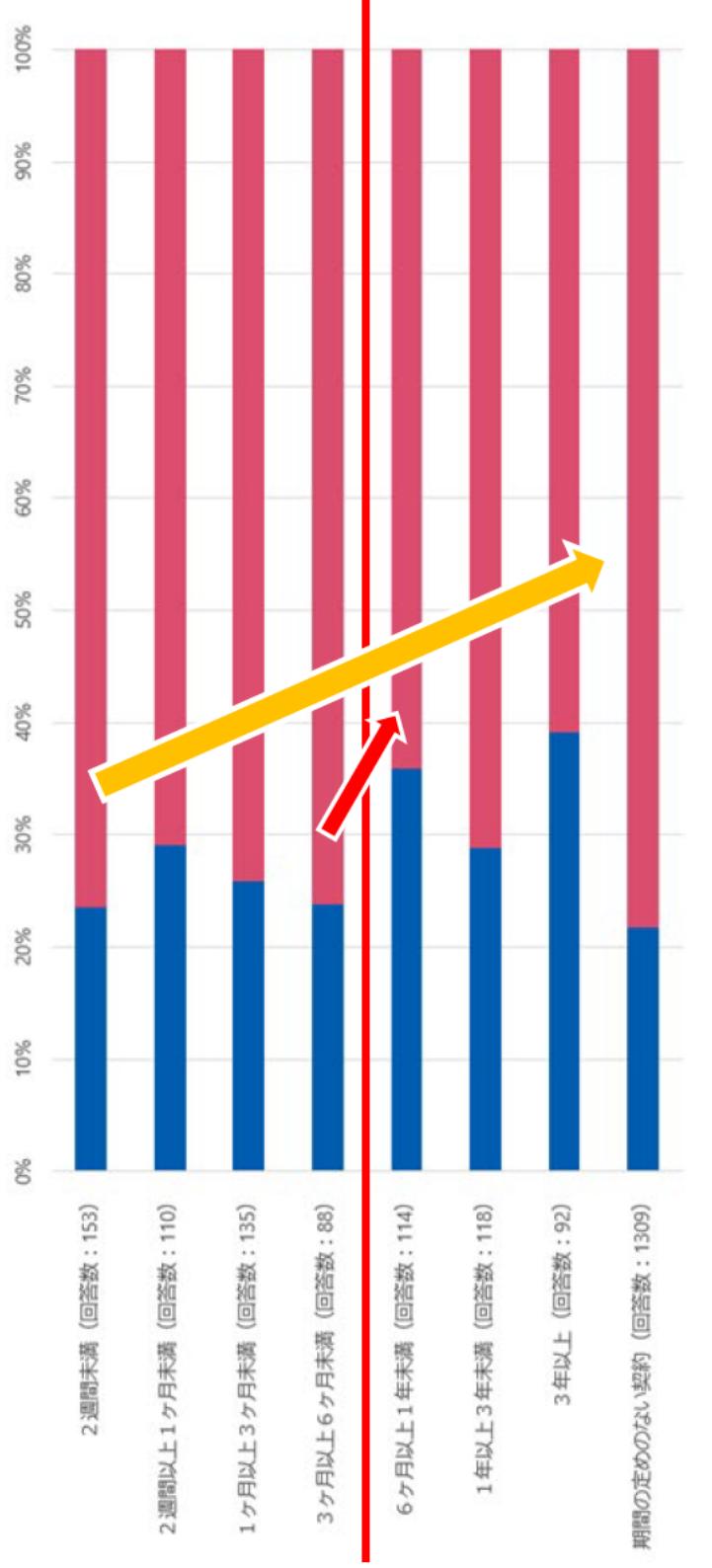
(参考 1) 期間設定に当たっての考え方

- 内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査では、主な取引先との契約期間が数か月に至ると取引先から不利益行為を受けやすい傾向がみられる。更に、特定受託事業者の事業や生計への影響も大きい経済的依存関係は、特に1年を超える場合は取引先数が少ないケースがより顕著にみられ、相対的に大きくなる。

(参考2) 内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査

(令和4年9月実施) ① (現時点未公表)

- 契約期間が6か月以上の場合、取引条件の一方的変更がなされたという回答率が高まるという結果であった。



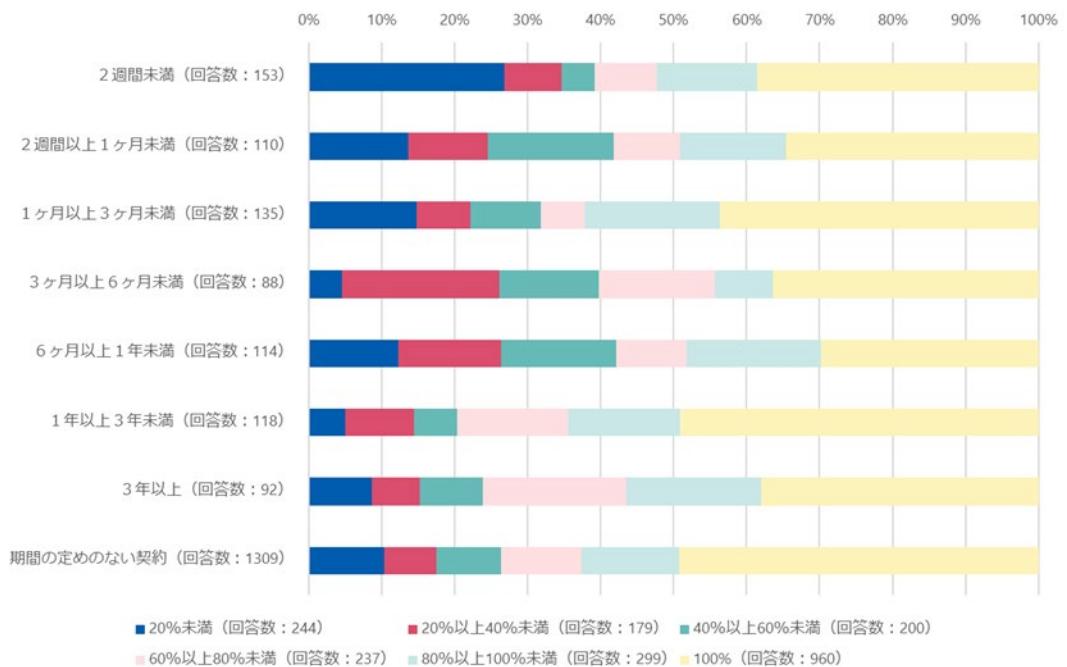
7

(参考3) 内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査

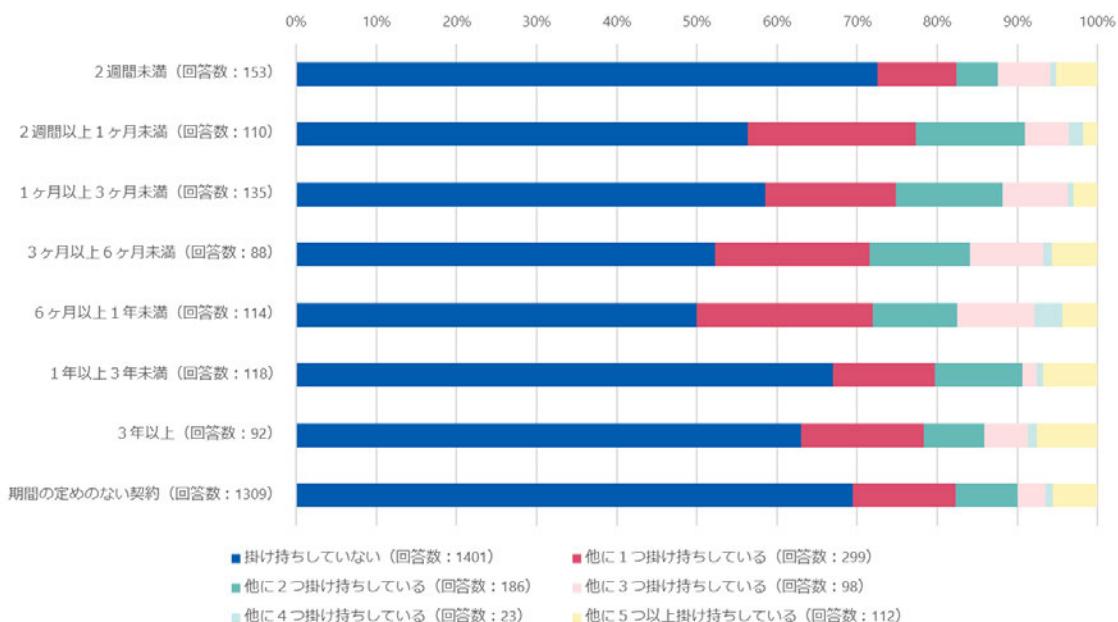
(令和4年9月実施) ② (現時点未公表)

- 契約期間が1年以上の場合、仕事の掛け持ち数が減ったり、当該契約への収入依存度が高まるという結果であった。

<契約期間と契約の収入が全収入に占める割合>



<契約期間と主な契約期間中の掛け持ち数>



(参考4) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

第二章 特定受託事業者に係る取引の適正化

(特定業務委託事業者の遵守事項)

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。

二～五 (略)

2 (略)

(対後藤大臣)

4月21日 参・本会議 井上 哲士 君

問8（対大臣）再委託に介在するブローカー的
フリーランスやデジタルプラットフォームを通
じて、業務の委託と受託を媒介するプラットフ
ォーマー等の仲介事業者はどのように規制され
るのか。

デジタルプラットフォーマー等の仲介事業者に
に対する規制についてのお尋ねがありました。

1. ご指摘のブローカーやデジタルプラットフォ
ーマー等の仲介事業者については、単に、発注
事業者とフリーランスとの間の業務委託契約を
あっせんしている場合には、契約形態上は「業
務委託契約」には該当しません。

2. 一方で、契約形態だけでなく、取引実態も踏
まえて総合的に判断した結果、実質的に仲介事
業者が「業務委託」を行っていると評価できる
場合には、仲介事業者は本法案における「特定
業務委託事業者」に該当し、本法案の規制が課
されることとなります。

（注1）実質的に「業務委託」に該当するかは、①委託内容
への関与の状況、②金銭債権の内容・性格、③債務不履行
時の責任主体等を総合的に考慮した上で、業務委託主体と
しての実質を備えているかを判断することとなる。

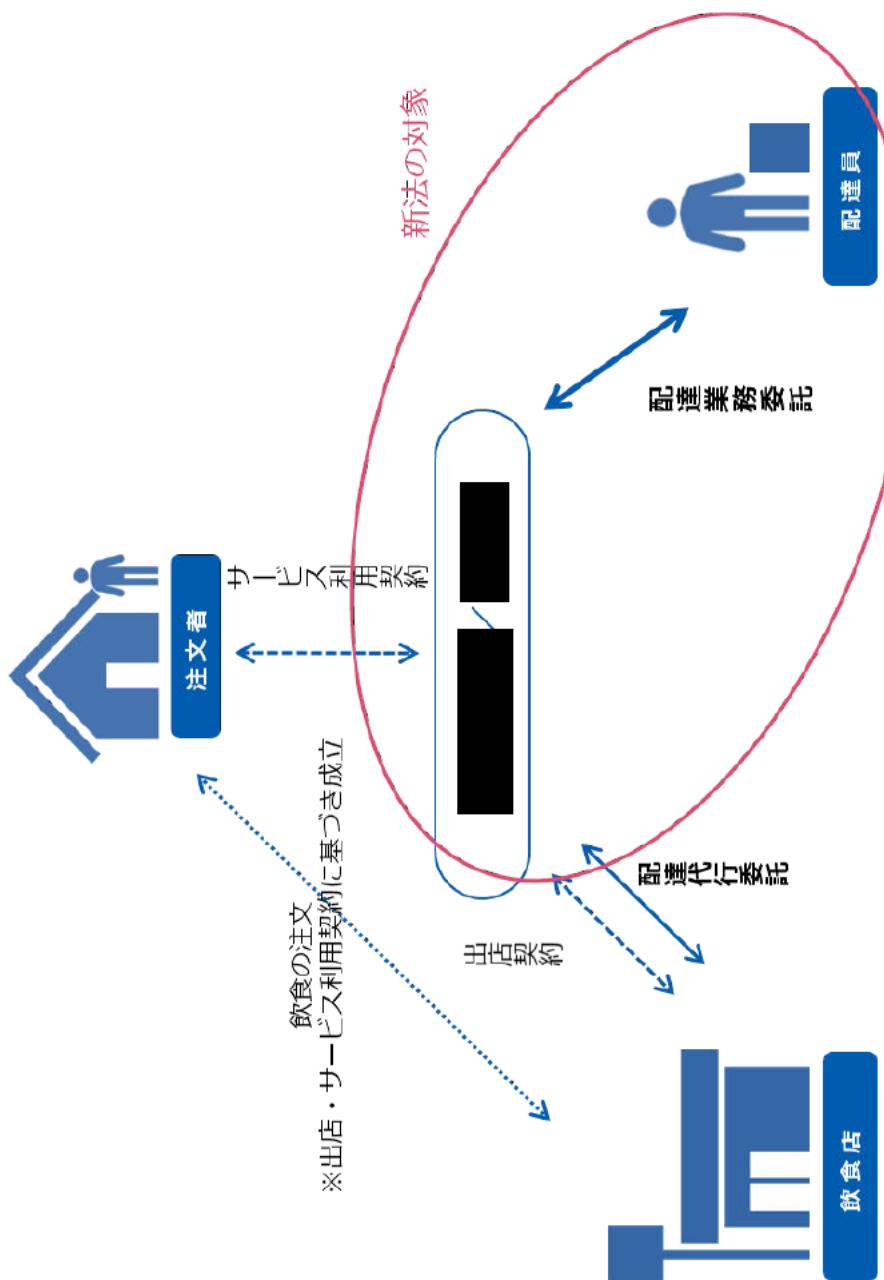
（注2）取引実態に照らしてもあっせんを行っているに過ぎ
ない場合は、本法案の「特定業務委託事業者」には該当し
ない。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 渡辺 正道

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

仲介事業者に係る取引類型について（1）再委託型フードデリバリーの例



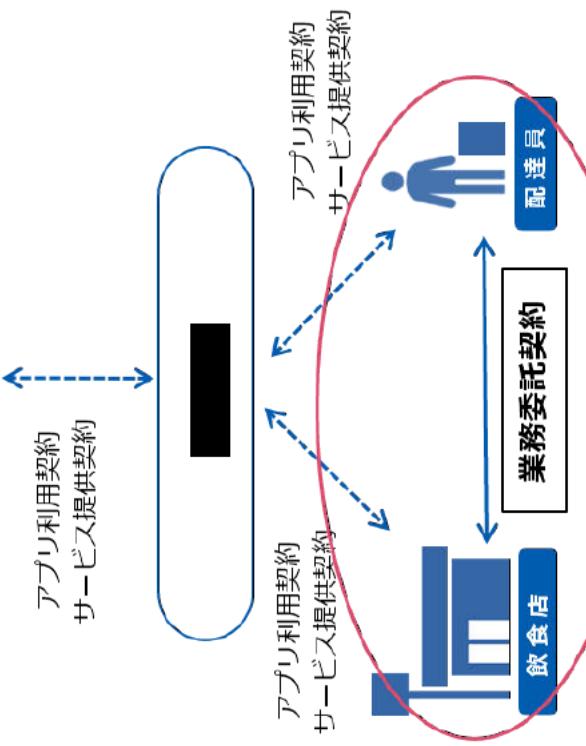
- ・ 配達員（特定受託事業者）との関係で、直接の発注者に該当するのは、**■■■／■■■**。（（1）再委託型に相当）
 - ・ そのため、**■■■／■■■**と配達員とは、発注者が「特定受託事業者」に委託する場合として、本法案の規制対象となる。
- ※ **■■■**と配達員の関係について、配達業務委託ではなくアルバイト（雇用）のケースもあり、その場合は本法案の対象外。
- ※ 飲食の発注契約に関しては、**■■■**は、注文者と飲食店との仲立となる（契約当事者とならない）

仲介事業者に係る取引類型について（2）あっせん型フードデリバリーの例

各種契約関係



アプリ利用契約
サービス提供契約



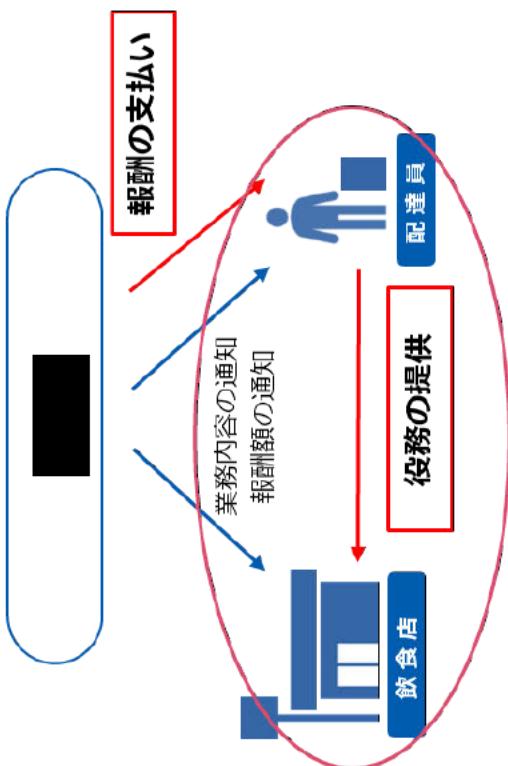
新法の対象

※ただし■と配達員との間で、実態として「業務委託」に当たれば、新法の適用を受けることもあります。

実際の業務フロー



注文



- は令和4年8月にビジネスモデルを（2）あっせん型から（1）再委託型に変更している。
- ・変更前（あっせん型）は、フリーランス（配達員）との関係で、直接の発注者に該当するのは、飲食店であるが、飲食店上で規定されていた。
- ・現在は■や■がフードデリバリーサービスとして（2）あっせん型を採用している。

(対後藤大臣)

4月21日 参・本会議 井上 哲士 君

問9(対大臣) 法案第5条第1項第4号の「通常支払われる対価」の判断方法如何。

「通常支払われる対価」の判断についてお尋ねがありました。

1. 法案第5条第1項第4号では、「通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること」が禁止しています。
2. 「通常支払われる対価」とは、特定受託事業者の給付と同種又は類似の給付について、その特定受託事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価をいいます。
3. ただし、一般に支払われる対価の把握が困難な場合には、「通常支払われる対価」は、特定受託事業者の給付と同種又は類似の給付に係る従来の取引価格となります。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案（抜粋）

(定義)

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一～三 （略）

四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。

五 （略）

2 （略）

(対後藤大臣)

4月21日 参・本会議 井上 哲士 君

問10（対大臣）最低報酬規制の必要性如何。低い報酬で働くかされているフリーランスの実態を放置するつもりなのか。

フリーランスの最低報酬規制の必要性についてのお尋ねがありました。

1. 本法案では、いわゆるフリーランスを保護する観点から、下請代金法では規制対象にならない小規模な発注事業者であっても、従業員を使用し、フリーランスに委託を行う場合には、「特定業務委託事業者」としての規制が課せられることとなります。
2. 他方、事業者間取引における契約自由の観点からは、原則として、事業者取引に対する行政の介入は最小限にとどめるべきであることに加え、
小規模な発注事業者に対して過剰な義務を課した場合、
 - ・ 発注事業者が義務履行に係る負担を避けようとして、特定受託事業者と取引することを避ける、いわば「発注控え」が生じること
 - ・ 財務基盤がぜい弱な発注事業者も多く、義務が負担となり、経営に支障をきたすことが懸念されることにも留意が必要です。



3. さらに、特定受託事業者の役務や成果物は多種多様であることから、一律の最低報酬を定めることは困難であると考えられます。
4. したがって、本法案においては、特定受託事業者の最低報酬に係る規制は盛り込んでいませんが、本法案第5条第1項第4号で禁止する「買いたたき」に該当するような報酬が設定された場合には、勧告等の措置により、是正を図ることとなります。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

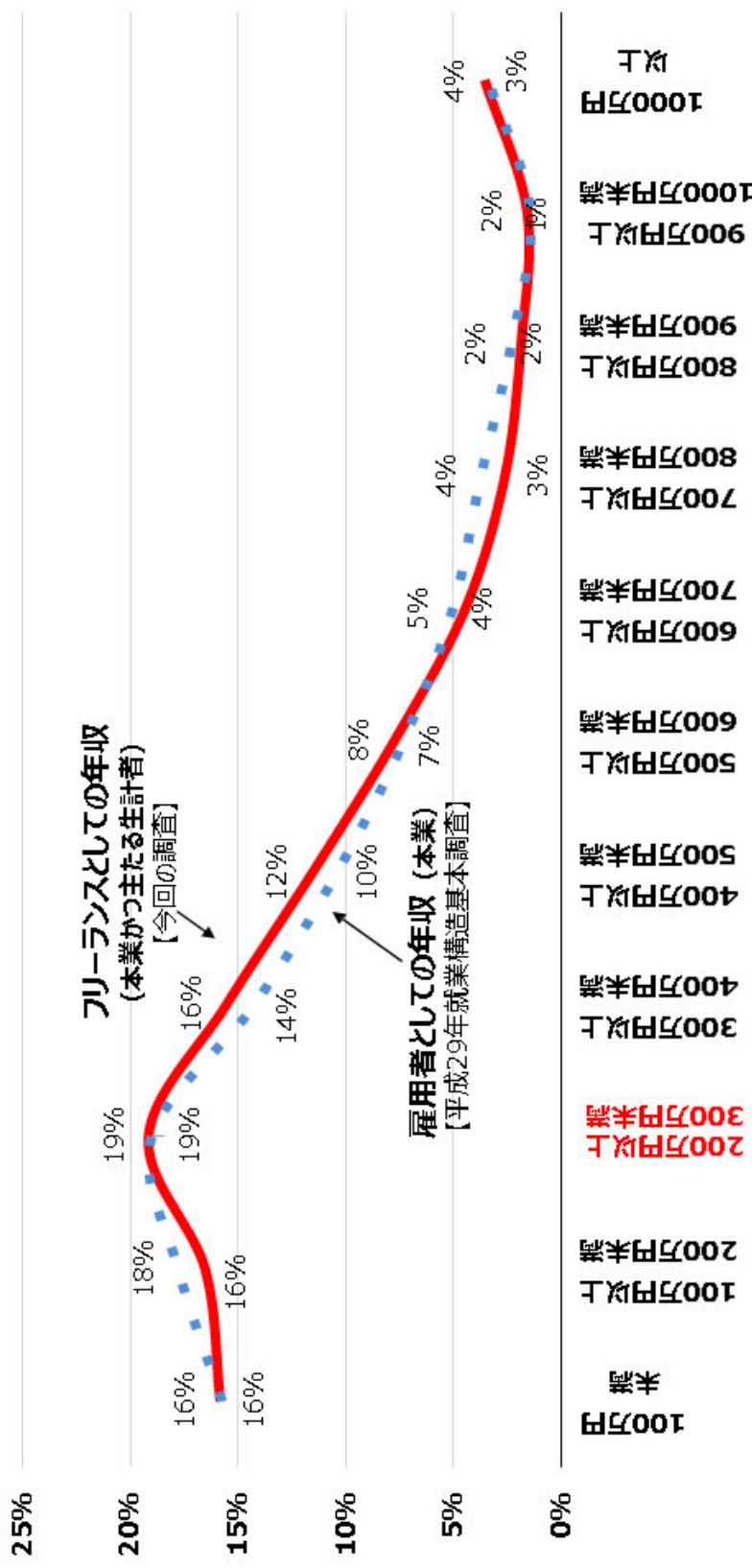
フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 渡辺 正道

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

就業状況

フリーランスとしての年収

○ 主たる生計者が本業として行うフリーランスの年収は、年収200万円以上300万円未満が19%と最も多い（雇用者としての年収と同傾向）。



(注) 「あなたのフリーランスとしての直近一年間の年収を教えてください。」（単一回答）という設問への回答を集計。ただし「答えたくない」と回答した者を除いて集計。
(n=2,129)。主たる生計者は、世帯の中でも最も所得が高い者。この設問における「年収」とは「事業としての収入（売上高）ではなく、収入（売上高）から必要な経費等を差し引いた所得の額であって社会保険料及び税を差し引く前の額」を指す。

(出所) 内閣官房「フリーランス実態調査結果」(令和2年)。雇用者としての年収：総務省「平成29年就業構造基本調査」を基に作成。

(対後藤大臣)

4月21日 参・本会議 井上 哲士 君

問11. (対大臣) フリーランスの長時間労働を是正するためのルールを定めるべきではないか。

フリーランスの長時間労働を是正するためのルール策定についてお尋ねがありました。

1. フリーランスの方についても、働き過ぎにより健康を害することのないよう配慮することは重要です。
2. このため、現在、厚生労働省では、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」を開催し、その中で、フリーランスの方々の作業時間が長時間に及び健康を害することのないようにすることも議論していると聞いています。
3. この有識者検討会における検討結果も踏まえ、厚生労働省において、適切な対応が取られるものと考えています。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考1) 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会 開催要綱

1 趣旨・目的

労働安全衛生法は、「職場における労働者の安全と健康を確保する」(同法第1条)ことを一義的な目的としており、これまで労働安全衛生行政は、労使関係の下での労働者の安全衛生の確保を目的として様々な施策を講じてきた。

なお、個人事業者等の安全衛生対策については、これまで関係省庁との連携の下でのデリバリーサービスにおける交通事故防止対策についての周知啓発等の個別分野対策に取り組んできたところである。

一方、令和3年5月に出された石綿作業従事者による国賠訴訟の最高裁判決においては、有害物等による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第22条の規定について、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨との判断がされた。これを踏まえて、同規定に係る11の省令について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正を行い、令和4年4月に公布されたところである。

この省令改正について検討を行った労働政策審議会安全衛生分科会では、労働安全衛生法第22条以外の規定について労働者以外の者に対する保護措置をどうするべきか、注文者による保護措置のあり方、個人事業者自身による事業者としての保護措置のあり方などについて、別途検討の場を設けて検討することとされた。

また、これまで労働安全衛生法の対象としてきていない個人事業者、中小企業事業主等についても業務上の災害が多く発生している状況にある。

こうしたことから、労働者以外の者も含めた業務上の災害防止を図るため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、個人事業者等に関する業務上の災害の実態把握、実態を踏まえ災害防止のために有効と考えられる安全衛生対策のあり方について検討することとする。

2 検討事項

- (1) 個人事業者等に関する業務上の災害の実態に関すること
- (2) 個人事業者等の災害の実態を踏まえた災害防止対策のあり方に関すること
- (3) 個人事業者自らによる安全衛生確保措置の必要性及びその促進に関すること
- (4) 個人事業者等に関する業務上の災害の把握・報告等に関すること
- (5) 個人事業者や中小企業の安全衛生水準の向上のための支援等に関すること。
- (6) その他

3 構成等

- (1) 本検討会は、別紙の参考者により構成する。
- (2) 本検討会には座長を置き、議事を整理する。
- (3) 本検討会は、必要に応じて、別紙の参考者以外の者を参考することができる。
- (4) 本検討会は、必要に応じて、関係者からヒアリングを行うことができる。

4 その他

- (1) 検討会、会議資料及び議事録については、原則として公開するものとする。ただし、個別事案を取り扱う場合においては、個人・企業情報の保護の観点等により、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合等において、座長が非公開が妥当であると判断した際には、非公開で実施することもできるものとする。なお、非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部において行う。

(参考2)

個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会収集者名簿

青木 富三 雄	(一社) 住宅生産団体連合会環境・安全部長
大木 勇雄	(一社) 建設産業専門団体連合会副会長
小野 秀昭	(株) 運輸・物流研究室取締役フェロー
鹿野 菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
白下部 治	東京工業大学名誉教授
小菅 元生	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局局長 (～第6回検討会)
清水 長	陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部朝霞分会長
鈴木 重也	(一社) 日本経済団体連合会労働法制本部長
高山 典久	(一社) ITフリーランス支援機構代表理事
田久 悟	全国建設労働組合総連合労働対策部長
出口 和則	(一社) 全国建設業協会労働委員会委員
土橋 律	東京大学大学院工学系研究科教授
中村 昌允	東京大学工学系研究科非常勤講師
本多 敦郎	(一社) 日本建設業連合会安全委員会安全対策部会長
三柴 丈典	近畿大学法学部教授
森 晃爾	産業医科大学産業生態科学研究所教授
山脇 義光	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長 (第7回検討会～)

(50音順)

(参考3) 資料3より抜粋

論点(案)

(3) 個人事業者等に対して健康リスクを生み出す者等による措置のあり方

【長時間の就業による健康障害の防止】

＜発注者等から依頼される業務の性質上、就業時間が特定される場合※の対応＞

※以下に掲げるような特定のケースで働く個人事業者等を想定

- ①発注者等が1日に配達すべき荷物量を指定するなど、発注者等が、日々の業務量を具体的に管理・指定しているようなケース
- ②映画の撮影現場のように、個人事業者側で業務量や業務時間を自由にコントロールできないようなケース
- ③個人事業者等が、発注者等の事業場に常駐して、発注者等の労働者や他の個人事業者等と共同で一つのプロジェクトに従事するなど、個人事業者側で業務時間を自由にコントロールできないケース

- 個人事業者等に仕事を発注する者又は当該仕事を管理する者（プラットフォーマーも含む。以下「発注者等」という。）から依頼される場合も考慮される場合が特定される場合も考えられるが、そのような場合に個人事業者等の就業時間が長時間になりますに、発注者等に対するどのようなことを求めることが考えられるか。**長時間就業による健康への影響を防止する観点から、安全衛生を損なうような長時間就業とならないような配慮はどうか。**

※ 労働安全衛生法第3条第3項は「建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないよう配慮しなければならない。」と規定して請負契約の発注者に安全衛生の確保のための必要な配慮を求めている。

- 個人事業者等の就業時間が特定される場合において、就業時間が長時間になってしまった個人事業者等の健康を守るために発注者等に対してどのようなことを求めることが考えられるか。**個人事業者等から求めがあつた場合に、医師による面接指導を受ける機会を発注者等が提供することについて、どう考えるか。**